

## 第78回穴粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年12月1日（金曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 会 12月1日 午前9時30分宣告（第1日）

### 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第109号議案 穴粟市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 第110号議案 穴粟市手数料条例の一部改正について
- 日程第 5 第111号議案 穴粟市農業共済条例の一部改正について
- 日程第 6 第112号議案 穴粟市奨学金支給条例の一部改正について
- 日程第 7 第113号議案 西はりま消防組規約の変更について
- 日程第 8 第114号議案 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 9 第115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）
- 第116号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第117号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 第118号議案 平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第109号議案 穴粟市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 第110号議案 穴粟市手数料条例の一部改正について

- 日程第 5 第 111号議案 穴粟市農業共済条例の一部改正について  
 日程第 6 第 112号議案 穴粟市奨学金支給条例の一部改正について  
 日程第 7 第 113号議案 西はりま消防組規約の変更について  
 日程第 8 第 114号議案 市道路線の認定及び変更について  
 日程第 9 第 115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）  
 第 116号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
 第 117号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）  
 第 118号議案 平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 山 下 由 美 議員	4 番 東 豊 俊 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大久保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 浅 田 雅 昭 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	10 番 神 吉 正 男 議員
11 番 飯 田 吉 則 議員	12 番 大 畑 利 明 議員
13 番 林 克 治 議員	14 番 榎 橋 美 恵 子 議員
15 番 西 本 諭 議員	16 番 実 友 勉 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書 記 小 谷 慎 一 君
書 記 岸 元 秀 高 君	書 記 清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 中 村 司 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	会 計 管 理 者 尾 崎 一 郎 君

一宮市民局長 榎谷米男君  
千種市民局長 幸福定利君  
まちづくり推進部長 富田健次君  
健康福祉部長 世良智君  
農業委員会事務局長 宮崎一也君  
教育委員会教育部長 藤原卓郎君

波賀市民局長 松木慎二君  
企画総務部長 坂根雅彦君  
市民生活部長 小田保志君  
産業部長 名畑浩一君  
建設部長 花井一郎君  
総合病院事務部長 志水史郎君

(午前9時30分 開会)

議長(実友 勉君) 皆さん、おはようございます。

第78回宍粟市議会定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年も師走に入り、寒さも一段と厳しくなってきました。市内北部からは雪の便りが届きました今日、議員各位には御健勝にて、また御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案は、条例一部改正や市道路線の認定及び変更について、また、各会計の補正予算等多くの議案が上程されています。詳細につきましては、後刻市長のほうから御説明がございしますが、円滑に、かつ適正妥当な議決に達せられますよう、切望するところでございます。

今年は、8月の初めに台風5号が、また10月の終盤には台風21号、22号が連続して当地域を直撃するかの予想で近づいてまいりました。幸いにいたしまして少し予想からは外れ、当地域では大きな被害はございませんでしたが、被災されました地域の人々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

さて、当宍粟市におきましては、本年4月に念願の県立森林大学校が開校になり、今後、宍粟市の礎を担う一つの核となる施設と期待をもたらすものでございます。

また、インフラの整備におきましては、蔦沢菅野間の基幹農道完成や都市計画道路、庄能下町線の一部開通、一宮町の県道加美宍粟線においては、県の事業に市も一部負担をし、今年度末1期工事が完了するなど、地域間交流等の促進を図る事業も徐々にではございますが整備されています。

また、生活圏の拠点施設整備事業にも取り組み、一宮圏域では素案もでき、現在その素案に対し、市民の皆様方から意見を聞いている状況にあり、今後の地域創生事業に大きく寄与するものと思われまます。

また、人口減少と少子高齢化の中、全国の自治体が持続可能な地域経済の活性化と活力ある地域づくりに知恵を出し合っている状況でございます。

今、私たち議会と執行機関には、未来の宍粟市のために、言論の府として政策を議論し、速やかに行動に移すことが求められています。今定例会でも極めて大切な判断が求められます。議員各位並びに当局には、諸般の議事運営に御協力を切にお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

市長、挨拶をお願いします。

市長(福元晶三君) 皆さん、おはようございます。

第78回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御

健勝にて御出席を賜り誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し、深く敬意を表するものであります。

今年も早いもので、本日から師走となり、残すところ1カ月となりました。初冬を迎え、日増しに寒さに向かう毎日となってまいりました。

先ほど議長の御挨拶にありましたとおり、特に10月の後半に2週続けて襲来しました台風21号、22号は、市内の各地で、家屋の屋根や倉庫、ガレージなどに被害を及ぼすこととなり、また、各地域で予定をされておりましたイベントが中止になるなど、たくさんの市民の方々に影響を与えることとなりました。

今回被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、さらなる防災・災害対策、減災に取り組み、安全・安心のまちづくりを進める必要性を痛感したところであります。

また、台風によるもみじの色づきも心配したところでありますが、市内のもみじの名所は、きれいに紅葉してくれました。あいにくの雨で、一宮のもみじ祭りは中止となりましたが、今年初めて開催した、ちくさもみじ祭りを第一弾に、「しそ秋物語」と題して、市内3カ所で、順次もみじ祭りが開催され、紅葉の名所として新聞、テレビ等で紹介されるなど、宍粟の森林が宍粟市の一つのブランドとして定着しつつあることを実感しました。加えて各種団体や地域の皆様の御協力、御尽力の結果が、大きな賑わいへと繋がりを見せていると感じているところであります。

さて、10月から11月にかけて、地区別ミーティング7会場とテーマ別ミーティング8会場の合計15会場で、タウンミーティング「森林から創まる地域創生」を開催させていただきました。

地域別ミーティングでは、地域の課題やまちづくり、また市の今後の方向性についての意見など、活発な意見交換をさせていただきました。また、テーマ別ミーティングでは、「若い力と地域づくり」と「宍粟で理想の子育てライフ」の二つのテーマに絞り、これからの宍粟を担っていただく若者と子育て世代の方と意見交換をさせていただきました。

テーマ別ミーティングを12月にあと1会場で行うこととしておりますが、各会場でいただきました御意見や御提案は、しっかりと受けとめ、市政運営に生かしてまいりたいと、このように考えております。

さて、ここでうれしいお知らせを一つさせていただきたいと、このように思います。昨日であります、来週の12月7日、木曜日に東京オリンピック・パラリンピックのカヌー競技の事前合宿候補地の視察として、カナダから音水湖カヌー競技場

にお越しいただく連絡が兵庫県を通じてありました。カヌーによる地域づくりを推進する上において、視察をしていただくことは大変喜ばしいことですので、結果はともあれ、当日は精いっぱいPRに努めてまいりたいと、このように思っております。

さて、今定例会におきましては、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、宍粟市手数料条例の一部改正、宍粟市奨学金支給条例の一部改正、さらに平成29年度宍粟市一般会計補正予算等々、10件の議案の上程を予定しております。

議員各位には、慎重に御審議を賜り、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） ただいまから、第78回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計における地方公営企業法第24条第3項の適用についての報告書が市長から提出をされておりますので、御高覧願います。

報告3、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告5、本日市長から議案10件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（実友 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名いたします。

10番、神吉正男議員、11番、飯田吉則議員、以上、両議員をお願いいたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（実友 勉君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの20日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月20日までの20日間に決定をいたしました。

## 日程第3 第109号議案

議長（実友 勉君） 日程第3、第109号議案、宍粟市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第109号議案、宍粟市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを受け、必要な規定を整備するものであります。

改正内容としましては、育児休業中の職員について、保育所等で保育申し込みを行っているが、実施に至らない場合における育児休業の再取得や再延長、育児短時間勤務の再取得を可能とし、また、非常勤職員の育児休業期間について、子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合は、現行の1歳6カ月を最長2歳まで延長するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。109号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質問をさせていただきたいと思っております。

今回の提案につきましては、子育て時期の職員の方々に対して仕事と家庭の両立支援を進めていくという、そういうことで従来の育児休業制度をさらに充実したものにしていこうという、上位法の改正に合わせて行われるものと承知をしております。

す。

そこで、今回提案があります条例の一部改正の条文とは直接関係がございませんが、この制度を実行していく上で幾つかのポイントになる点がございまして、3点ほどに絞って質問させていただきたいというふうに思います。

まず1点目は、今回の育児休業の改正のポイントとしまして、一つ目には、育児休業制度などの個別周知についてでございますが、子どもが生まれる予定の職員さん、あるいはその配偶者に対して個別に育児休業等に関する制度、そういうものを知らせることが事業主の義務であるということが新たに設けられておりますが、これについて市はどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

二つ目には、育児目的休暇制度を新たに設けるということについてでございますが、小学校の就学に達するまでの子を育てながら働く職員、そういう方々が子育てしやすいように育児に関する目的で利用できる休暇制度を新たに設けるということが、これも事業主の努力義務ということで新設をされておりますけども、宍粟市についてはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

そして、三つ目ですが、育児休業の制度を実行していく上で非常に重要だというのが、不利益取り扱いの禁止、あるいはハラスメントの防止措置ということについてお伺いしたいと思います。

育児休業の申し出あるいは取得、そういうものを理由にして不利益な取り扱いを行うことは禁止をされております。また、育児休業の利用に関して、上司あるいは同僚による言動で職員の勤務環境が害されるというようなことがないように、ハラスメントの防止措置を設けなければいけないというふうに思いますが、これらについて、市はどのような取り組みとか防止の措置をとられておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上、3点でございます。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 育児休業の関係についての御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の育児休業制度等の個別周知の努力ということでございます。このことにつきましては、市の市役所内部において、次世代育成支援対策推進法、これに基づく特定事業主行動計画、そういうものとしまして、しそうささゆりプラン、そういうものを策定をしておるところであります。その中で、出産や育児に関する



制度、そういったことについてまとめておりまして、該当する職員には個別に制度の周知を図っておるといふところでございます。

さらには、全職員に対しましても、このささゆりプランの周知につきましては、庁内WEBの掲示板、それにも定期的にアップをしながら周知を図っておるといふところでございます。

2点目の育児目的休暇制度を設ける努力義務ということでございます。既に育児休業法による部分休養、あるいは子の看護休暇、さらには男性の出産補助休暇や育児参加のための休暇、そういったものにつきましては、既に宍粟市では制度設計を終えておりまして、活用しているかどうかといふところはまた別として、制度としては設けておるといふところでございます。しかしながら、その制度を利用しやすくしていくということがこれからの課題というふうに考えておりますので、そういったもの、働きやすい職場、そういったことに向けて今後周知も図っていきたいというふうに考えておるといふところでございます。

最後に、不利益取り扱いの禁止、あるいはハラスメント防止の措置、そういったことについての御質問であります。

宍粟市では、職員のハラスメントの防止等に関する要綱、こういったものを制定をしております。セクハラであったり、パワハラあるいは今御指摘がありましたマタハラ、そういったもののハラスメントに関する苦情相談、そういったものに対応するために相談窓口、あるいは相談員を設置するということ、既に設置をしておるといふところでございます。

また、コンプライアンス強化月間、年に2回設けておりますが、その中でもハラスメントの防止に関する周知、あるいは自己点検、そういったものを項目に加えながら、その都度職員に注意喚起をするなり、あるいはそのことに対する意識を醸成すると、そういったところの取り組みを進めておるといふところでございます。

今後、引き続き職員には意識啓発に向けた必要な研修、そういったものを実施をしていく必要があるだろうというふうに考えておるといふところでありまして、これからさらにそのあたりの内容も充実する必要があるかなと、そんなふうに考えております。

なお、ハラスメントに関する苦情や相談、それらの対応に当たっては、関係者がいかなる不利益な取り扱いをこうむることがないように対処していく必要があるといふことで、この要綱の中にもプライバシーの保護に十分努めることを規定をしておりますので、この徹底に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） よくわかりました。もう1点だけ再質問させていただきたいんですが、一番最初に申し上げました個別周知のところで、十分それぞれの関係者には周知をしていくということでございますけども、本来プライバシーの観点から申しますと、本人が自発的に相談に行くということが前提になろうかというふうに思うんですね。そういう意味でいいますと、先ほど言われたハラスメントなりマタハラなりの相談窓口を設けているということで、そういうところに行って具体的に相談して説明を受けるということが非常に重要かと思うんですが、具体的にどこが相談窓口を担っておられるのでしょうか、教えてください。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） その相談窓口につきましては総務課、相談員については総務課長がその任に当たっております。

議長（実友 勉君） よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第109号議案は、総務経済常任委員会に付託します。

#### 日程第4 第110号議案

議長（実友 勉君） 日程第4、第110号議案、宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第110号議案、宍粟市手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

市が行っている地域密着型介護サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業の指定等に係る事務について、現在のところ手数料は徴収をしておりますが、平成30年4月1日から介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業者に係る業務の権限が兵庫県から市に移譲されることになっており、事務量の増加が見込まれるところであります。

このような状況から、当市におきましても、地域密着型介護サービス事業の指定等に関する事務処理手数料を徴収すべく本条例の一部を改正しようとするものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 3番の山下です。議案番号110号議案、宍粟市手数料条例の一部改正について、質疑をさせていただきたいと思います。

この条例の改正は、地域密着型介護サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業の指定等に係る事務について、新たに事務処理手数料の徴収を実施するものがあります。

例えば、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外を行う場合の指定の申請に対しては1件につき2万円、また更新時の審査に対しては1件につき1万円等の手数料がかかってくることになります。

このような手数料の徴収により、新たな事業者が参入しにくくなるのではないかと。また、介護が必要になっても住みなれた地域で自分らしく生活することができるように、地域包括ケアシステム構築のための取り組みを進めている宍粟市において、今考えなければならないことは、事業者の経済的な負担を軽くすることではないでしょうか。

以上、2点が考え方の上での質問であります。続いて、具体的な質問を少ししたいと思うんですけれども、この事務処理手数料の徴収による徴収総額はどのぐらいになりますか。

また、今回の介護保険法の改正により、市の事務量がどのぐらいに増えますか。

また、今回の手数料額の設定の根拠を教えてください。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） それでは、ただいまございました山下議員からの手数料条例につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の手数料の徴収によって、新たな事業所が参入しにくくなるのではないかという御指摘でございますが、新規申請後の更新申請につきましては、6年に1回となっております。金額的にも最高2万円でございますが、多額とは言えず、事業者の参入を妨げる要因とはなりにくいと考えております。

介護予防・日常生活支援総合事業、そして地域密着型介護サービス事業、ともに新規申請は平成29年度に整備中の3事業所となっており、申請事務につきましては、

丁寧に説明を行い理解を求めてまいりたいと、このように考えております。

次に、事業者の経費負担を軽減すべきではという点でございますが、費用の発生する更新申請は6年に1回の負担であることから、事業所の運営への影響は少なく、地域包括ケアシステム推進の障壁となるものではないと、このように考えております。

次に、手数料収入金額ですが、事務処理手数料は平均して年10万円前後となるものと試算しております。

次に、事務量と手数料の設定根拠でございますが、新たな事務事業であることから、事務量がどのぐらいに増えるかというところにつきましては未知数でございますが、少なくとも手数料収入以上の事務量になるのではないかと、このように推察をしておるところでございます。

また、手数料の金額につきましては、県が設定しております金額と同額としております。さらに県内他市町とも同額となる見込みとなっております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それでは、再質問をさせていただきたいと思うんですけども、先ほどのお答えの中で、手数料に対して、例えば更新が6年に1回、最高2万円といったような新たな徴収、事業者に対する負担では多額とは考えていないと、あるいはまた負担にはならないと考えるとおっしゃられる根拠というのはどういうものなのでしょうか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 通常の手数料から勘案して多額ではない、適切な金額であると、このように考えておるところでございます。また、これにつきましては、介護報酬の諸事務費、そういったものにも含まれておると、このように考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 現在、事業者に対しては国の政策で介護報酬等も減らされているような状況の中、新たなこういった負担が増えるということは、私は大変な負担になるのではないかなというふうに考えております。

そこで、市長にお尋ねしたいと思うんですけども、宍粟市の市民で介護や支援が必要になったとき、こういった事業者の皆様には市民の生活を支えていただいて

いる、また新たに参入していただく事業者の方には支えていただく、このような場合、やはり国の政策で介護報酬も減らされている今、やはりこのような市民の生活を直接支えてくださる事業者に対しての負担は市としては減らしていくという方向で考えるべきではないでしょうか。

介護や支援が必要になったときに、自分らしく住みなれたこの宍粟市で暮らせるという地域包括ケアシステムをつくろうとしている今であるからこそ、今回の新たなこの手数料の事業者に対する負担というのは、私は適切であるとは言えないのではないかと考えるんです。特に、具体的な説明をさせてもらったときに、その事務処理手数料の収入総額が年10万円前後であるというようなこととか、あるいは事務量がどのくらい増えるのかというのが未知数であるとかということとか、それとか手数料額の設定根拠が県が設定したものであり、市で考えられたものではないというような、このような御回答があったことから考えても、今回の新たな事業者の負担というのは、私は適切ではないと考えるのですが、市長はどのようにお考えですか。議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 前段で申されたとおり、事業者を含めて市民の大変な御努力をいただいている、そのことについては十分認識をしております。ただ、今回の手数料の条例の一部改正につきましては、冒頭の提案理由でも申し上げたとおり、その業務の権限が兵庫県から市町へと、こういう状況でありまして、今回の手数料の一部改正で挙げています項目については、私は妥当な事務のサービスに対する対価と、このように考えておりまして、そのように理解しておりますので、ただいまおっしゃったところとは少し私と見解が違うかなと、このように考えております。

議長（実友 勉君） よろしいですか。

続いて、11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） 11番、飯田です。私もこの宍粟市手数料条例の一部改正について、少し質疑をしたいと思います。山下議員とは違う点での質問になろうかと思うので、よろしくお願いします。

私は、この条例改正のタイミングについて、ちょっとお伺いしたいんですけども、介護保険法の一部改正ということで、平成27年度ぐらいから順次改正が続いておるわけですがけれども、事業者の指定指導監督権限が県から市の移譲されたためという部分でございますけれども、この移譲された時期、制度の中身によって順次ということであろうということ。また、総合事業というものについては平成29年4月の実施であります。これに関する手数料はいつから発生しているのかという部分。

それから、他市では移譲を受けて平成29年度に条例改正が行われているというふうに見ておりますけれども、この改正のタイミングについて遅れはないのかという部分についてお伺いしたいと思います。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） それでは、飯田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の事務移譲の時期についてでございますが、今回の手数料条例の改正に関連いたします居宅介護支援事業所の指定事務の事務移譲につきましては、平成26年4月に改正され、平成30年4月の施行となっております。

次に、平成29年4月開始の介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、事業所指定は市が行いますが、事業開始時点で訪問介護事業所、通所介護事業所は既に県からの指定を受けていたことによるみなし事業所の対象でございます。改めて市が指定する必要はございませんでした。みなし指定以外の事業所や新たに市の指定が必要な事業所に対しましては、総合事業を実施する事業所を推奨するという考えと、事業所間の公平性という見地から手数料を徴収しておりません。

平成30年4月に居宅介護支援事業所の指定事務が開始されること、平成30年3月末でみなし指定の期限が終了し、総合事業の事業者は改めて市の指定を受けなければならないことなどを勘案しまして、平成30年4月から手数料の徴収を行いたく条例改正を提案しております。

既に条例改正を行っておる市町もございまして、制度改正の施行は平成30年4月となっており、宍粟市の条例改正のタイミングにつきましては遅れがないと、このように考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） 今の御説明は理解しました。中で、地域指定密着型サービス事業に関する部分について、今説明がなかったように思うんですけれども、その件についてはどういうふうになっておりますか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 地域密着型サービス事業所につきましては、現在、市内で27カ所既に指定をさせていただいておるところでございます。よろしいでしょうか。

議長（実友 勉君） 11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） その点に対する手数料のタイミングについてと、それから先ほど手数料については県の設定をもとにということでしたがけれども、それによりますと、各市町によつての額の差はないのかという点。

それから、今回の対象となっている事業所である一覧でありますとか、手数料の額に根拠となり得る資料という部分で先ほどの県の設定でありますとか、その部分についての資料を委員会のほうへできればお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 地域密着型サービスにつきましては、平成18年度に新設されたサービスでございます。当初は、新規事業所の参入を促進するために徴収を猶予し、施設そのものは少ない状況となっております。あと、詳しい資料につきましては、また所管の委員会のところで資料を出させていただいて説明をさせていただきたいと思っておりますので御了解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（実友 勉君） よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第110号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第5 第111号議案

議長（実友 勉君） 日程第5、第111号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第111号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、農業災害補償法の一部改正に伴い、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の導入を行うものであります。

現在、宍粟市における園芸施設共済の掛金率は、国の基準共済掛金率を適用しておりますが、それぞれの施設区分、共済種別、地域ごとに危険段階を定め、国の危険段階基準共済掛金標準率と同率になるよう規定を整備するものであります。

あわせて、園芸施設共済掛金率等を一覧表に備えておくべき内容や公示する内容につきまして、所要の改正を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第111号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第6 第112号議案

議長（実友 勉君） 日程第6、第112号議案、宍粟市奨学金支給条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第112号議案、宍粟市奨学金支給条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現行制度では、支給人数を40名以内と制限を設けているため、申請年度によっては、同じような所得状況の世帯でも選考されないといった事態が生じていることから、定員枠を廃止しようとするものであります。

また、市内高等学校の指定物品購入額を調査したところ、現行の支給額と購入額との間に差異が見られるため、支給額を1万円増額し、6万円にしようとするものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） 11番、飯田です。第112号議案、宍粟市奨学金支給条例の一部改正について、質疑いたします。

まず、この奨学金制度の目的の部分と支給方法の部分の表現にそこはないのかということなんですけれども、この条例の目的として、1条では向学心を持ちながら、経済的理由により就学が困難な者に対して就学上必要な学費を給付して、有能な人



材を育成することを目的とするというふうに書いてございます。しかし、条例第6条では、奨学金は高等学校入学時に入学費用として一括支給するとしている、こういうふうに表現されております。入学のための準備金であると理解いたしますけれども、議案説明においても入学に際しての準備負担金が増加している点を改正理由に挙げておられます。この部分、第1条の目的と第6条の関係をどのように説明していただけるのでしょうか。お願いいたします。

議長（実友 勉君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 本条例の目的は、経済的理由によりまして就学が困難な者に対して就学上必要な奨学金を給付して、有能な人材を育成するという目的としております。

高校3年間の中で就学のためにかかる費用としては入学時に多くかかっているというのが実情でありまして、現条第6条によりまして入学時に入学費用として一括支給することによりまして、就学が困難な生徒に対して助成し、有能な人材を育成するという第1条の目的に合うということで、条例上のそごはないと考えております。

以上です。

議長（実友 勉君） 11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） 今、入学時に多額の費用がかかるということをおっしゃいました。私自身、その分に対してどうのこうのとは言っておるわけではございませんけれども、今おっしゃった多額の費用でございます。説明時には、3校を平均した中で6万4,000円程度かかるという説明でございました。その6万4,000円かかるというところに5万円を6万円という形の説明がございました。なぜこれが6万4,000円を上回る金額にならなかったのか、できれば、それを上回る金額で援助するのが妥当ではないかというふうに私は考えるわけです。

ちなみに、高校にかかる年間学習費というもの、授業料以外ですね、これが1年生で約44万円、2年生で約40万円、3年で約33万円、3年間で約117万円ほどかかっているという資料がございます。そのかかる中で、一応6万円ということでございます。それが多い少ないは別としまして、これぐらいのお金がかかる中で援助していこうということですので、たとえそこで4,000円であろうと、やはりそこはきちっとするのが本当の援助というものではなからうかと思うんですけども、その点どうお考えでしょうか。

議長（実友 勉君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君）　今回、6万円を提案させていただいた理由を申し上げたいと思います。

議員がおっしゃったように、市内3高校の入学時の制服等の準備にかかる必要平均額は男女とも平均6万4,000円という数字が出ております。しかしながら、その中でも兄弟や、またお知り合いの方から譲り受けて購入しないというケースもあるとは聞いております。そういうことから個人により差があるということから、6万円という数字も出させていただきましたし、また、現行額5万円との整合性、また公平性ということから、この6万円ということをご提案させていただいております。

以上です。

議長（実友 勉君）　11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君）　最後です。その知人なり兄弟からの物品を受け継いでされる方もあるということですが、それができない方もあるということですね。だから、実質そういう援助をする場合に、そこまで見越して額を決めるというのはいかがなものかと思うんですけれども、これはまた内容については委員会のほうでお願いしたいと思っておりますけれども。

議長（実友 勉君）　よろしいですか。

11番（飯田吉則君）　いかがでしょうか。

議長（実友 勉君）　藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君）　また金額のことにつきましては、委員会のほうで報告させていただきたいと思っております。

議長（実友 勉君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第112号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第7　第113号議案

議長（実友 勉君）　日程第7、第113号議案、西はりま消防組規約の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君）　第113号議案、西はりま消防組規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、播磨科学公園都市区域のうち、たつの市及び佐用郡佐用町の一部の区域における消防事務については、赤穂市消防本部へ事務委託し、運営されております。

この事務委託については、関係市町間で締結している規約の中で、播磨科学公園都市区域内にたつの市、佐用郡佐用町を構成市町とする消防事務組合等の消防本部、または消防署が設置されるまでの間を委託期間とする旨、規定されておりますが、平成25年4月1日より、たつの市及び佐用郡佐用町を含む3市2町を構成市町とする西はりま消防組合が発足しております。このたび関係市町の調整により、平成30年4月1日から西はりま消防組合が播磨科学公園都市区域における消防事務を運営することとし、それに伴い西はりま消防組規約を変更する協議を行うため、地方自治法第290条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第113号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第113号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） ないようですので、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

第113号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第113号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 第 1 1 4 号議案

議長（実友 勉君） 日程第 8、第 114 号議案、市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第 114 号議案、市道路線の認定及び変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、新規認定しようとする路線は 6 路線で、変更しようとする路線は 7 路線であります。

新規認定の内容としましては、揖保川堤防整備工事に関連するものを 1 路線、新設改良によるものを 2 路線、地元自治会からの要望によるものを 2 路線、県道バイパス工事完了後の旧道引き継ぎによるものを 1 路線、計 6 路線となります。

次に、変更の内容としましては、揖保川堤防整備工事に関連するものを 2 路線、地元自治会からの要望によるものを 3 路線、道路改良によるものを 1 路線、利用形態の見直しによるものを 1 路線、計 7 路線となります。

この道路を認定し、及び変更するに当たり、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12 番、大畑利明議員。

1 2 番（大畑利明君） 12 番、大畑です。第 114 号議案、市道路線の認定及び変更について、質問させていただきたいと思います。

まず、この中の認定路線、山田下広瀬線について質疑をしたいと思います。

今、市長の提案理由の説明から推察しますと、新設によるものというふうに思われますが、この山田下広瀬線というのは、市道の認定基準要綱というのがございませうけれども、その 2 条に市道に認定する道路の基準というものが示されておると思いますが、どの基準に該当する道路なのか、教えていただきたいと思います。

それから、二つ目には、同じくその要綱の第 3 条に前条の基準により認定しようとする道路は、全ての要件を備えていなければならないと。全ての要件といいますが、一つには道路幅員は 4 メートル以上であること。二つ目には道路の構造が安

全かつ良好であること。三つ目には道路の占用物件の配置箇所が適正であること。四つ目には道路の権原が市に帰属することが確実なものと。底地を帰属してもらえというのが明らかということでございますが、私が思うに、ここは全く道路というものがない区間のところを認定されようとしているような気がいたしますので、一部ですね。それについて全てのこの要件を備えているものなのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう一つは、この山田下広瀬線と都市計画道路山田下広瀬線、この関係についてお伺いしたいというふうに思うんですが、市道認定は、目的としまして適正な市道路線網の整備を図るということが掲げてありますが、都市計画道路との関係というのは、どのようになっているのかということをお伺いしたいと思っております。

1回目の質問は以上でございます。

議長（実友 勉君） 花井建設部長。

建設部長（花井一郎君） それでは、大畑議員の市道山田下広瀬線の市道認定に関する御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の宍粟市の道路認定基準要綱の第2条の基準、どれに該当するのかという御質問でございますが、当路線は県道と市道を結ぶ路線でございますので、第2号の国道または県道、それから他の市町村道と連絡する道路ということに該当いたしておりますので、第2号に該当いたしております。

また、第3条の認定要件につきまして、全て満たしているのかということでございますが、御質問のとおり第1項にあります4号の道路の権原が市に帰属することが確実なものというものには、まだ用地買収が済んでおりませんので該当いたしておりませんが、第3条の第2項にあります前項の規定にかかわらず、公共施設また観光施設等に繋がる道路であったり、それからまた、市長が特に重要と認める道路というものに、先ほどありました都市計画道路としても整備する道路でございますので、これに該当するというふうに考えております。

また、都市計画道路との関係でございますが、当該路線は都市計画道路、山田下広瀬線でございます。整備後、将来的には市道として管理すべき道路というふうに考えておりますし、今後、その道路事業を進めます上でいろんな課題が出てくるわけですけれども、それをスムーズに推進していくために、道路法の網をかけるためにも市道に認定したいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 認定基準要綱のどれに該当するかということは理解ができませんでした。

ただ、この都市計画道路との関係がちょっと見えてこないんですが、先ほどの部長のお答えから想像しますと、都市計画道路の計画線どおり整備するに当たっては支障物件があると。そこを回避してスムーズに道路整備をしていったほうが得策ではないかというふうに感じるわけですが、確かに山田下広瀬線を整備するということは非常にショッピングセンターなどが隣接しておりますし、それから国道の渋滞解消とか、いろんな意味で重要な役割があるのかなというふうに思うんですが、ただ、そこだけを整備しても、ほかがまた渋滞しては意味がないので、私は個別に対処していくよりも、まずやっぱり全体のマスタープランというのが必要じゃないかなというふうに思うわけですし、これが悪いということを行っているわけではなく、ここだけで解決は決してしませんので、やっぱり従来から都市計画区域内の整備のあり方というのは、いろんな方からいろんな意見が出ていると思うので、是非このマスタープランというのは早急につくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺についてどのようなお考えでしょうかというのが1点。

もう1点は、こういう市道として管理していく、それから市道として事業がやりやすいような法線に変えていくということは、逆に言うと、都市計画道路でありながら事業認可を取りづらくなっていくというふうに想像するんですね。そうしますと、この9月の議会でもいろいろ一般質問で議論しました都市計画税との関係がまた曖昧になっていくんじゃないかなと。いわゆる課税根拠をだんだんだんだんなくしていったような気がするので、その辺がやっぱり住民感情との関係で、果たしてこういうことをやっていくのはいいのかなということも考えるわけですが、その2点について、ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（実友 勉君） 花井建設部長。

建設部長（花井一郎君） まず1点目のマスタープランについてでございますが、委員会等でもいろいろと御指摘をいただいております。本年度、準備いたしまして、できれば来年度から見直しをしたいなというふうに、その分については考えております。その中でいろいろと道路のことについても全体的に見て、計画していければなというふうに思います。

それから、都市計画税の関係で、先ほど大畑議員からありましたように、ちょうど山田下広瀬線につきましては、一番南のほうで既にコスモスですかね、や住宅が

建っております。都市計画道路としましては、真っすぐその中を抜いておりますけれども、これをするのには当然多額な費用が発生するということで、言われましたように若干法線を振らせてもらいたいなというふうに考えております。そのこともありまして、道路法の網をかけたいなということもあります。

ただ、言われましたように、そうすることによって事業認可が受けられなくなって、都市計画税が投入できないではないかという御指摘はそのとおりでございます。ただ、事業を進める上で、できるだけ山田下広瀬線については、雨水幹線の整備もあわせて実施したいというふうに思っておりますので、喫緊の課題でもございますので、そういうことは当然検討はしなければならないんですけれども、事業を進めるサイドとしては何とかそういう形で進めたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） わかりました。市長に最後お伺いしたいんですけど、都市計画マスタープランを僕は早急にやっていかなあかんという思いと、それから、こういう都市計画道路とかの計画線の中に建築行為が行われる場合には、建築制限がかかっておるわけですね、都市計画法の53条とか。そういうことをかけながら、実際やるときに法線を変えていくというのは、その建築制限をかけてきた人に対しては、これは非常に申しわけないことをやっているわけですよ。ですから、やっぱり個別で対症療法的にやるのではなくて、きちり都市計画というものをこうやりたいという明確に打ち出していく必要が僕はあると思うんで、もう一度やっぱり道路であったり、ほかの都市計画全体の見直し、マスタープランをきちり早急に作成していくという、そういう決意をちょっと聞かせていただきたいと思います。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） このことは9月議会でもいろいろ御指摘いただいて、先ほど部長が答弁したとおり、ありようについては今年度から来年度で（聴取不能）

ただ、今回のこの線については、長年、旧山崎からもいろいろ御承知のとおり切望の道路でありまして、ただ、現実を考えると、なかなかそのとおりいかないということもあって、こういう形の方法をとっていかうとして、できるだけ早くスムーズな交通体系で進めていきたいということで、とっておるところであります。

しかしながら、将来にわたってきちとまちづくりの方向性を示した中で順次進めるということは当然大事なことでありますので、ただいまおっしゃったことについては、さらにマスタープランの策定の中で十分議論しながら、将来のありように

ついて進めていきたいと、このように考えております。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第114号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第9 第115号議案～第118号議案

議長（実友 勉君） 日程第9、第115号議案、平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）から、第118号議案、平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の4議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第115号議案から第118号議案までの補正予算4議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年度の実質的な最終補正予算と位置づけ、施策の実施に支障を来すことのないよう予算措置を講じるとともに、台風18号及び21号に伴う復旧事業について予算計上するものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第115号議案、平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）ですが、歳入歳出にそれぞれ2億426万8,000円を追加し、補正後の総額を240億3,872万円とするものです。

各費目別での主な内容は、まず、総務費では、今年8月に音水湖カヌー競技場で開催されました関西学生カヌー選手権に加え、来年4月に開催されますジュニア海外派遣選手最終選考記録会を招致することができたことに伴い、ランドマークなどの設置費用及び自動発艇装置や審判艇の整備費を追加しております。

また、ケーブルテレビ加入世帯のテレビ視聴サービスを安定的に提供するため、光信号増幅装置の更新費用を追加しております。

続いて民生費では、障がい者及び障がい児福祉サービス費用を追加するほか、福祉資格取得に係る支援や民間事業者の定期巡回サービス事業への参入を促進するための支援を追加しております。

また、国の制度改正に伴い、市内の民間保育園に勤務する保育士の処遇改善を追加するとともに、国の学童保育施設整備に係る補助金の追加募集に伴う城下学童保育所建設設計監理業務を追加しております。

農林水産業費では、台風18号及び21号で被害を受けた農地の復旧支援及び林道の



復旧工事費を追加しております。

土木費では、県営の急傾斜地崩壊対策事業の増加に伴う負担金の追加を行うほか、老朽危険空き家除去などへの支援を追加計上しております。

また、自治会と調整する中で市道及び河川・水路における修繕も追加するほか、指定寄附のあった最上山公園もみじ山への植栽工事を追加しております。

消防費では、西播操法大会に出場する分団の小型ポンプ更新支援の整備を行い、教育費では、全国規模の大会への出場が多かった部活動推進のための支援を追加するとともに、要保護及び準要保護に該当する世帯への新入学児童生徒学用品支援を追加計上しております。

災害復旧費では、台風18号及び21号に伴う農地及び農業用施設、さらに市道に係る復旧事業費を追加しております。

次に、財源となります歳入の主なものとしまして、国県支出金では、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの増加や民間保育士の処遇改善措置に伴う増額のほか、事業費の確定や追加内示に基づく整理を行い、寄附金では最上山公園もみじ山へのもみじなどの植樹に係る指定寄附を計上しております。

繰越金は、平成28年度決算における歳入歳出差引額から繰越明許財源を控除した実質収支額に基づき、9月議会で議決いただきました一般会計補正予算（第2号）において計上した残額の一部を計上しております。

市債では、音水湖カヌー競技場及び設備の整備に伴う過疎対策事業債の追加を行うとともに、台風18号及び21号による災害復旧に伴う災害復旧事業債を追加しております。

なお、光信号増幅装置更新やカヌー競技場及び設備整備、道路維持補修工事、市道における災害復旧事業繰越明許費などにつきましては、年度内に実施期間が確保できない見込みであるため、繰越明許費を計上しております。

さらに、城下学童保育所建設に係る設計監理業務及び工事につきまして、債務負担行為の追加を行っております。

次に、第116号議案、平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で居宅介護サービス費を追加するとともに、基金積立金を減額し、また高齢者通いの場づくり助成金を追加しております。

歳入では、居宅介護サービス費の増加に伴う国県負担金及び基金交付金、また基金繰入金を計上するほか、財政調整交付金の整理や一般会計繰入金の精査を行っております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ3,020万円を追加し、補正後の総額を46億7,954万6,000円とするものであります。

次に、第117号議案、平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で職員人件費を増額し、同額について賃金等を減額しております。

なお、補正額の総額に変更はなく、3,577万円とするものであります。

次に、第118号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、支出について、家畜共済勘定及び園芸施設共済勘定で事故件数の見込みなどから共済金を増額し、収入については、それぞれ保険金などの財源をあわせて整理するものであります。

補正額は、収入支出にそれぞれ857万6,000円を追加し、補正後の総額を9,260万8,000円とするものであります。

以上、補正予算4議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げました。冒頭で申し上げましたとおり、平成29年度当初予算における各種施策が効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれの補正措置を講じているものでありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第115号議案から第118号議案までの4議案は、予算決算常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月12日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午前10時40分 散会）